

大和市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第27号

大和市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和43年大和市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第13条」に改める。

第2条第1項第1号中「及び専門外来」を削り、同項第2号中「専門外来」の次に「午前8時30分から午前11時まで及び」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、緊急を要する患者に対しては、診療を行うことができる。

第2条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、診療受付時間、診療時間及び休診日を臨時に変更することができる。

第6条第2項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第7条の見出し中「延長」の次に「等」を加える。

第11条第2項中「制限」を「制限し、」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。